

「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」 の策定について

1 計画策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「法」）」が令和 6 年 4 月に施行される。

本計画は、本法に基づき、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を総合的かつ計画的に実施するもの。

* 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう。

2 計画の性格

法第 8 条第 1 項に基づく都道府県基本計画

3 計画期間

令和 6 年度から 10 年度（5 年間）

4 計画内容（案）

（1）基本的な方針

- ・ 計画策定の趣旨、計画期間等

（2）現状と課題

（3）施策の内容

- ・ 支援内容（相談支援、一時保護、自立支援等）
- ・ 支援体制（支援調整会議等）
- ・ 教育、啓発の推進 等

5 策定スケジュール（予定）

令和 5 年 11 月 令和 5 年度第 2 回男女共同参画会議で素案審議

〃 11 月議会総務委員会、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会に素案を報告

12 月 パブリックコメント実施

令和 6 年 2 月 令和 5 年度第 3 回男女共同参画会議で計画案審議

〃 2 月議会総務委員会、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会に計画案を報告

3 月 計画策定